

住居確保給付金について【家賃補助】

住居確保給付金（家賃補助）は、離職や会社の都合による収入減少によって経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方・新たにお住まいになりたい住居の家賃が払えない方に対し、家賃を支給することで、住居の確保とお仕事探しができるよう支援するものです。

1. 対象者の要件（以下の条件すべてを満たすことが必要）

- ① (1)生計中心者（＝申請者）が離職後2年以内である、もしくは、
(2)生計中心者（＝申請者）が自己の理由・都合によらない就業機会等の減少により、離職と同程度の状況にある場合。
- ② 就労能力と常用就職意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う。（注）
- ③ 賃貸契約をしている住宅に居住しているが住居を失うおそれがある。
（または、市内で新たな賃貸住宅を探し、その住居家賃の給付金を申請したい方）
- ④ 申請月において、申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者の収入の合計が次の基準額に家賃額を加えた額以下である。

単身世帯	81,000 円 +	2 人世帯	123,000 円 +
3 人世帯	157,000 円 +	4 人世帯	194,000 円 +
5 人世帯	232,000 円 +	6 人世帯	269,000 円 +
7 人世帯	306,000 円 +	8 人世帯	339,000 円 +
		9 人世帯	372,000 円 +

※家賃が 2.支給額（月額） における金額を超える場合、2. の上限額で計算します。

※収入が基準額を超える場合、原則として超えた金額分が 2. の支給額から減額されます。

- ⑤ 申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者の手持金・預貯金などの金融資産の合計が次の金額以下である。

単身世帯	486,000 円	2 人世帯	738,000 円
3 人世帯	942,000 円	4 人世帯以上	1,000,000 円

- ⑥ 自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付・貸付を、申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者が受けていない。

失業手当は、収入が上記④以下であれば、住居確保給付金と同時に給付を受けることができます。また、職業訓練受講給付金も制限を受けません。

- ⑦ 申請者及び申請者と生計を同一にしている同居者のいずれもが暴力団員でない。

2. 支給額（月額）

単身世帯：35,200 円以内	2 人世帯：42,000 円以内
3～5 人世帯：45,800 円以内	6 人世帯：49,000 円以内
	7 人世帯以上：55,000 円以内

3. 支給期間

3 か月が原則であるが、就労や収入増加に至らず、一定の条件を満たした場合は、最長 9 か月まで受給可能。

4. 支給開始後の求職活動等について

原則、ハローワークでの月 2 回以上の職業相談を行うこと、市役所で定期的に面接支援を受けること、求人先へ月 4 社以上応募・面接することなどが必要です（注）。

（注）：自営業者の場合は、一定期間は、別の要件と活動に代えることができます。）